

補助金調書

補助金名	障がい者グループホーム設置費補助金		担当課 (連絡先)	保健福祉局 障がい者部 障がい者施設支援課 (TEL092-711-4249)	
交付先	団体	社会福祉法人等		区分	その他の補助金
交付先決定方法	公募	(公募の場合) 公募時期		通年	
(公募の場合) 応募要件	障害者総合支援法第36条に基づく、障がい者グループホームを行う者として指定を受けた事業者、または指定を受けていることが見込まれる事業者であること。				
(非公募の場合) 非公募の理由					
補助開始年度	平成15	年度	経過年数	14	年度
補助金の目的 及び 補助対象事業	開設時の共用備品購入費、敷金・礼金等、前家賃、改修費及び消防用設備の補助により、グループホームの設置を促進するとともに障がい者のグループホームの利用の機会を拡大し、もって、障がい者の施設入所・入院から地域生活への移行を促進するもの。				
補助金の終期	設定しない	延長回数	0	回	
終期を延長する理由					
交付対象経費及び 補助金の算定方法等	定額	【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】 1. 備品購入費…共同生活住居の共用部分で使用する備品の購入費用(上限40万円) 2. 敷金・礼金等…共同生活住居の賃貸借契約にかかる敷金及び礼金等(上限50万円) 3. 家賃…障がい者グループホームの開始前1ヶ月分の家賃(上限10万円) 4. 改修費・消防用設備…共同生活住居の改修経費(30万円未満のもの)及び消防用設備にかかる経費(上限60万円) 5. 第1, 第2, 第3及び第4にかかわらず、補助基準額の合計は150万円を超え			
(間接補助の場合) 間接補助とする理由 及び再交付先への配 分基準、審査基準	【間接補助の理由、再交付の配分基準・審査基準】				
交付状況等 【上段:交付件数】 【下段:決算】 (※1)	当該年度	前年度	前々年度	前々々年度	
	件	10 件	9 件	2 件	
	16,622 千円	7,584 千円	6,313 千円	922 千円	
前年度補助事業 の主な実施概要	共同生活を営むべき住居に入居している障がい者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において行われる相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の必要な日常生活上の援助を実施。				
補助金交付 による効果	グループホームの設置が進み、地域生活への移行が促進される。				

※1:金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。